

社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会
(鈴鹿市社会福祉センター内くらしサポート・相談支援センタートイレ改修工事)

入札制度の概要について

1 入札の概要

○社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、以下の方法で入札（契約）を行います。

- ・条件付一般競争入札

条件付一般競争入札は、応札者が1者以上あれば成立とします。

○入札参加資格に関する事項

- ・鈴鹿市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ・公告で指定する工事の業種について、必要な建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていること。
- ・公告から入札までの期間において、鈴鹿市から資格停止措置を受けていないこと。
- ・手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状況が著しく不健全でない者。
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中もしくは更生手続中（本会から再認定を受けたものを除く）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中もしくは再生手続中（本会から再認定を受けたものを除く）でないこと。
- ・建設工事の請負契約の締結時において、請負契約締結日の1年7か月以内の日を審査基準日とする総合評定値通知書等（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知された総合評定値通知書をいう。）の写しを提出できること。
- ・その他建設業法等の法令、規則等に違反していないこと。

○条件付一般競争入札

- ①入札方法 郵便入札
- ②予定価格、最低制限価格の設定 後述のとおり
- ③落札決定方法等 後述のとおり

2 事後審査型条件付一般競争入札の流れ

公告 ⇒ 入札書（受付） ⇒ 入札（開札） ⇒ 参加資格確認 ⇒ 契約

（1）公告

○公告

- ・入札内容を以下により公表しています。
 - ①本会企画総務課
 - ②本会ホームページ

- ・設計図書については、閲覧のほか購入することもできます。※事前に本会へご連絡ください。

○入札に参加する方法

- ・入札参加資格を満たす者は、入札公告に示した期間内に入札書を郵送してください。（郵送された入札書は開札前に、工事名・業種・格付ランク・所在地要件の簡易審査を行い、入札参加資格を満たしていないと判断される場合は不受理とします。）

○質問及び回答

- ・設計図書等に対する質問は、書面（メール、FAXも可）で提出してください。
- ・質問の受付期間は、公告日を含めて概ね7日間です。また、回答は本会ホームページに掲載します。

○予定価格

- ・予定価格（税抜き）は事前公表しています。

○最低制限価格

- ・入札を行う建設工事については、最低制限価格等を設定し、事後公表しています。
- ・算出方法は、「鈴鹿市最低制限価格の設定及び低入札価格調査基準に関する要綱」に準じています。

○その他

- ・現場説明は実施しません。
- ・予定価格を事前公表していることから、入札回数は一回限りです。

（２）入札書

○入札方法

- ・郵便による入札とする。一般書留、簡易書留又は特定記録郵便により郵送してください。定められた期間内に郵送するものとし、郵送以外は受け付けません。
- ・郵便入札封筒（任意）の中に①入札書、②工事費内訳書、③社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書を入れてください。
- ・書類に記載する日付はいずれも入札日（開札日）としてください。
- ・企画総務課に到達した入札書及び内訳書は、撤回又は差し替えをすることができませんが、開札日の前日までは入札辞退届を提出することにより入札の参加を辞退することができます。この場合、入札後、「入札結果調書」に業者名は記載されます。
- ・郵便入札封筒（任意）の表面には、開札日・件名、裏面に業種（建築）・格付等級・入札者の氏名（法人にあっては、商号及び代表者名）・住所（法人にあっては所在地）を記載してください。

○入札書

- ・本会の所定の入札書を使用し、同封するものとする。（本会ホームページからダウンロードできます。）
- ・落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

○工事費内訳書

- ・「工事費内訳書の提出に係る留意事項」を参照のうえ作成してください。
- ・同封されていないものは無効とします。

○社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書

- ・入札公告に指定した様式に必要な事項を記入し同封してください。（入札公告と同じ（エクセル）フ

ファイル内のシートです。)

- ・配置予定技術者は、入札公告、仕様書、関係法令等で定める資格のほか、入札日を基準に3か月以上の雇用を証明できるものが必要です。

○入札の無効

次に掲げる場合は無効とする。

- ・本公告に示した入札参加資格者でない場合
- ・本公告に示した入札方法によらない場合
- ・同一事項につき2つ以上の入札をした場合
- ・同一事項につき他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者が入札した場合
- ・入札書の氏名、金額、その他の要件が不明な場合又は記名押印を欠く場合
- ・金額を欠いた、又は訂正した場合
- ・工事費内訳書が、未記入である、工種・種別・細別ごとに記載されていない、工種及び主要な種別が完全に欠落している場合
- ・工事費内訳書価格と入札書の記載額が一定程度異なる場合
- ・工事費内訳書を同封していない場合
- ・個別の公告の条件に違反した場合
- ・連合等の不正行為があったと認められる場合

○その他

- ・入札保証金は免除とします。
- ・1者以上の入札参加者があった場合、入札は成立するものとする。
- ・前金払可（ただし、前払金額が100万円未満となった場合は不可。）

【郵送先】

〒513-0801 鈴鹿市神戸地子町383-1

社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会 企画総務課 総務管理グループ 行

※鈴鹿市の入札専用封筒は使用しないでください。

【参考】

(表)

<input type="text"/>	〒513-0801				
<input type="text"/>	鈴鹿市神戸地子町383-1				
<input type="text"/>					
<input type="text"/>					
<input type="text"/>	社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会				
<input type="text"/>	企画総務課 総務管理グループ 行				
<input type="text"/>					
<input type="text"/>					
	<table border="1"><tr><td>開札日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>件名</td><td></td></tr></table>	開札日	年 月 日	件名	
開札日	年 月 日				
件名					

(裏)

	業種○○○ 格付○
入札参加者	住所又は所在地

氏名又は商号 及び代表者名

(3) 入札（開札）

○入札（開札）日

- ・入札をした者がいない場合は入札を中止します。

○入札（開札）の立会い

- ・入札をした者の中から、無作為に2者（会社の代表者）を立会人として抽出し、開札の際の立会いを FAX で依頼します。（欠席される場合は連絡をしてください。）立会人がない場合は、入札事務に関係の無い職員が、代理として立会います。
- ・立会人以外でも、入札をした者は、開札に立会うことができます。
- ・立会人の代理で開札に立会うときは、「立会人委任状」の提出が必要です。（本会ホームページからダウンロードできます）

○落札者決定方法

・最低制限価格を設定している場合

予定価格以下で最低制限価格以上の入札をした者の内、最低価格の入札を行った者を落札の第1候補者とします。同額の入札を行った者がある場合は、抽選で第3順位まで決定します。抽選は入札事務に関係の無い職員が行います。事後審査で適格と認められたときに落札決定となります。不適格の場合は落札が次順位へ移り、以下同様に手続きを行います。

詳細は、「鈴鹿市最低制限価格の設定及び低入札価格調査基準に関する要綱」を準用しています。

○入札結果

- ・落札者には電話で連絡します。
- ・入札結果の詳細は、「入札結果調書」を本会ホームページに掲載しますのでご確認ください。

○契約書の提出先

- ・本会企画総務課へ提出してください。※提出の際は事前に本会企画総務課へご連絡ください。
- ・契約締結日は入札の翌日を基本としますが、本会企画総務課へ確認をお願いします。

3 配置予定技術者について

○社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書について

配置を予定する主任技術者及び現場代理人を入札参加資格確認申請書に記入してください。なお、配置予定技術者は予備を含め、2人まで記載することができます。

○工事の技術者の取扱いについて

・現場代理人の取扱いについて

現場代理人は3か月以上雇用されている方であれば技術者でなくてもかまいませんが、原則として工事現場に専任かつ常駐配置を求めていますので他の現場と兼務することはできません。

（営業所における専任技術者との兼任不可）

・主任技術者の取扱いについて

建設業法に違反のないように配置してください。

○確認書類について

- ・詳細については、鈴鹿市の「配置予定技術者の取扱いについて」を準用します。
- ・落札候補者になった際に確認いたしますので、入札時の同封は不要です。

○現場配置後の技術者の変更について

「主任技術者及び現場代理人等届」提出後の変更は認めません。ただし、以下の事例など、真にやむを得ない場合に限り例外的に変更を認めます。

- ・死亡
- ・病気、けが（診断書等の資料を提出していただきます。）
- ・退職 等
- ・受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合等

3 その他

○施工体制台帳の提出について

下請契約を締結した場合には、金額の大小を問わず施工体制台帳の作成及び提出が必要です。

○契約保証関係書

- ・契約金額 500 万円以上が対象です。契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めてください。契約保証金に代えて履行保証保険契約や工事履行保証契約による場合は、時間がかかる場合がありますので速やかに手続きを行ってください。

○建設リサイクル法の「解体工事に要する費用等」について

- ・本会企画総務課において建設リサイクル法の対象となる工事かどうか確認してください。

○前払金、中間前払金、部分払について

- ・前払金は前払金額が 100 万円以上となるもの、中間前払金は前払金を支払った工事について請求ができます。詳しくは、本会企画総務課と協議を行ってください。
- ・中間前払金を請求した場合、部分払は選択できませんのでご注意ください。

○建設業退職金共済（建退共）制度の利用について

- ・契約金額 500 万円以上の工事が対象です。入札日以降に証紙を購入し、契約締結後 1 か月以内に「掛金収納書」を貼付した建設業退職金共済証紙購入報告書を提出してください。ただし、自社で退職金制度等がある場合は、建設業退職金共済証紙（無購入・購入不足）理由書を提出してください。

○コリンズの登録

- ・契約金額 500 万円以上の工事についてはコリンズの登録が必要です。
- ・受注者は、受注時、変更時又は完成時においてコリンズで「登録のための確認のお願い」を作成し本会企画総務課の確認を受けたうえ、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請をしてください。また、同社発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、その写しを直ちに本会企画総務課へ提出してください。
- ・登録方法、手続きについての問い合わせ先

一般財団法人 日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター
TEL 03-3505-0463 FAX 03-3505-8985

○工事看板へのコスト表示について

- ・当初工事請負代金額が 500 万円（税込み）以上の工事は、工事現場に設置する工事看板に請負代金額を記載してください。

○入札参加資格停止について

・「鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱」に準じて資格停止措置を受けた者は措置期間が経過するまで本会与契約をすることができません。

(本会が発注する工事の下請業者になることもできません。) したがって入札することもできませんのでご注意ください。

社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会
企画総務課 総務管理グループ
(鈴鹿市神戸地子町383-1 鈴鹿市社会福祉センター内)
Tel 059-382-5971 Fax 059-382-7330
E-mail s.syakyo@suzuka-shakyo.or.jp